

労働環境確保に関する契約約款特記事項

本特記事項は、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第4条の2及び港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成27年12月28日27港総契第2185号。以下「要綱」という。）に基づき定めるものとする。

（労働関係法令の遵守）

第1条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の労働関係法令を遵守しなければならない。

（最低賃金水準額以上の支払い）

第2条 受注者は、労働者等に対し、別表に規定する最低賃金水準額（以下「最低賃金水準額」という。）以上の賃金を給付しなければならない。

2 最低賃金水準額は、当該契約締結時の最低賃金水準額を適用する。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき定められる地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金（以下「最低賃金額」という。）の金額が最低賃金水準額を上回った場合は、最低賃金額の金額を最低賃金水準額とする。

（労働者等への周知）

第3条 受注者は、次に掲げる事項を当該契約に係る業務が実施される事業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- （1）労働環境確保策の対象となる労働者等の範囲
- （2）当該契約における最低賃金水準額
- （3）要綱第6条の規定による申出をする場合の申出先

（関係書類の提出）

第4条 受注者は、本契約の業務に従事する労働者等の労働環境に関し、要綱第6条に定める労働環境チェックシート及び賃金給付状況シートを作成し、契約締結後速やかに提出しなければならない。

（調査）

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は、受注者及び受注関係者の事業所等において、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査し、若しくは本契約の履行に従事する労働者等及び関係者に確認することができる。

- （1）労働者等から要綱第7条の規定による申出があったとき。
- （2）本特記事項に定める労働環境確保のため事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき。

- 2 発注者は、前項による調査の結果、必要があると認められる場合は、発注者以外の第3者による調査を行うことができる。
- 3 受注者は、第1項及び第2項の労働環境の確認のための調査に協力しなければならない。

(改善指導)

第6条 発注者は、前条による調査の結果、本特記事項に定める労働環境確保のため事項の履行状況が不適切と認められる場合は、受注者に対し、労働環境の改善を指示する。

- 2 受注者は、前号の改善指示に従わなければならない。

(労働者等への不利益な取扱いの禁止)

第7条 受注者及び受注関係者は、労働者等から労働環境及び賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、下請契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(指名停止)

第8条 発注者（区長）は、第6条による改善指導を行ってもなお、改善措置がなされない場合、港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契約第238号）に基づき、受注者に対し指名停止措置を講じ、又は、本契約を解除し、若しくはその両方を行うことができるものとする。

(受注者の連帯責任)

第9条 受注者は、受注者と下請事業者間（二次以下の下請業者間等を含む。）において、本特記事項に定める内容を遵守することについて、契約書等の書面にて、明確にしなければならない。

- 2 受注者は、要綱第2条第2号に規定する受注関係者が労働者等に対して支払った賃金が最低賃金水準額に基づき算出する賃金を下回ったときは、当該労働者等に対して、当該賃金と最低賃金水準額に基づき算出する賃金との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

(受注者の責務)

第10条 受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、労働者等の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

別表

	職 種	最低賃金水準額 (円)		職 種	最低賃金水準額 (円)
1	特殊作業員	3,531	27	普通船員	3,761
2	普通作業員	3,105	28	潜水土	6,061
3	軽作業員	2,151	29	潜水連絡員	4,393
4	造園工	3,186	30	潜水送気員	4,129
5	法面工	3,864	31	山林砂防工	3,738
6	とび工	3,807	32	軌道工	6,751
7	石工	3,807	33	型わく工	3,795
8	ブロック工	3,726	34	大工	3,519
9	電工	3,945	35	左官	3,887
10	鉄筋工	3,887	36	配管工	3,462
11	鉄骨工	3,427	37	はつり工	3,588
12	塗装工	4,198	38	防水工	4,393
13	溶接工	4,382	39	板金工	4,117
14	運転手(特殊)	3,577	40	タイル工	3,197
15	運転手(一般)	2,944	41	サッシ工	3,830
16	潜かん工	4,290	42	屋根ふき工	4,027
17	潜かん世話役	5,141	43	内装工	3,956
18	さく岩工	4,830	44	ガラス工	3,841
19	トンネル特殊工	4,347	45	建具工	3,384
20	トンネル作業員	3,692	46	ダクト工	3,462
21	トンネル世話役	4,922	47	保温工	3,289
22	橋りょう特殊工	4,221	48	建築ブロック工	3,488
23	橋りょう塗装工	4,198	49	設備機械工	3,220
24	橋りょう世話役	4,830	50	交通誘導警備員 A	2,358
25	土木一般世話役	3,956	51	交通誘導警備員 B	2,151
26	高級船員	4,566	見習い・手元		1,570